

第10回 大和市障害福祉計画 策定委員会 会議録

会議名：大和市障害福祉計画策定委員会

開催日時：平成20年12月25日（木曜日）午後1時30分～午後3時30分

開催場所：大和市保健福祉センター 4階 講習室

出席者：（敬称略）

< 委員 >

鈴木敏彦、竹内安彦、阿南由美、伊藤悦子、春日恵美子、市川俊幸、
江原純一、土橋俊彦、田邊季子
（欠席）村尾朗、澤田眞里子

< 事務局 >

菊地原課長、高橋課長補佐、熱田課長補佐、笹岡主査、堤主任、高瀬主事
徳増主事、内山主事

会議次第（要旨）

- 1．開会
- 2．会長あいさつ
- 3．議題
 - （1）障害福祉計画の見直しについて
 - ・指定障害福祉サービス等について
 - ・地域生活支援事業について
 - （2）その他

1. 開会

事務局：本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。第2期障害福祉計画の策定にあたり、国の動向につきましては、介護報酬の改定や、確定ではありませんが特例対策などの継続が示されつつあるところです。また、国の社会保障審議会では、自立支援法の抜本的な見直しがなされているところですが、細かい部分は分からない状況にあります。大和市では、平成23年度を目標とした第1期障害福祉計画と理念計画である障害者福祉計画について、理念に基づいた実行計画となるようあわせて策定してきたところです。現在、市では新総合計画を策定中であり、その下に障害者施策の基準となる障害者福祉計画を来年度策定予定であります。国や市の情勢が不透明な中で、実行計画である第2期障害福祉計画の見直しを行うにあたり、これまでの3年間の取り組みを踏まえ、問題点等も反映しつつ見直しを行い、来年予定している障害者福祉計画および障害福祉計画の見直しに反映していきたいと考えております。本日はよろしく申し上げます。

2. 会長あいさつ

会長：本日は年の瀬の忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。本日は具体的な数字に踏み込んだ検討となりますので、活発なご意見をいただきたいと思っております。国の情勢や市の総合計画の策定など、やや不安定な中で策定せざるを得ません。大和市らしい障害福祉計画を策定するには、委員の皆様のお力によるものかと思っております。どうぞよろしく願いいたします。また、本日も沢山の傍聴の方にお見えいただいております。皆様のご意見を反映することができるよう議論をしまいるつもりでありますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

3. 議題

(1) 障害福祉計画の見直しについて

・指定障害福祉サービスについて

大和市が掲げる目標値

事務局：事務局より「(1) 大和市が掲げる目標値」について説明を行う。

(資料3～5ページ)

会長：大和市が掲げる目標値ということで、「施設入所者の地域移行に関する目標値」、

「入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標値」、「福祉施設から一般就労への移行に関する目標値」ということで説明をいただきました。特に大きな変動はないということで、その背景についてもご説明いただきました。この部分についてご意見をお願いします。

委員：地域作業所10ヶ所が、第2期計画中に障害者自立支援法に基づくサービス提供事業所へ移行することが予定されているとの事ですが、具体的にどのように変わるのかご説明ください。

事務局：現在、地域作業所ということで市からの補助金で運営している状況です。今後は、自立支援法におけるサービスを提供する事業所になるということで、利用者ごとに契約を結びサービスを実施することになります。より利用者の意向に沿ったかたちでサービスを提供していただけるものと期待しております。サービスの内容につきましては、これまで利用者を実施していただいている作業やお仕事等につきましては、大きな変更はないと聞いております。

指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み

事務局：「指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み」について事務局より説明を行う。

・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援について

会長：重度訪問介護、重度障害者等包括支援につきましては、現在のところ計画としては見込んでいないが、必要が生じた場合には対応できる担保があるとの説明でした。

大和市では、重度訪問介護と重度障害者等包括支援について含めていないとのことですが、他市の状況はいかがでしょうか。本当は利用したい方がいるのに、使えないという状況があるのでは問題があると考えております。

事務局：まず、重度障害者等包括支援につきましては、県内では実績がございません。近隣市における重度訪問介護につきましては、平成19年度実績で厚木市が月あたり811時間という実績を持っております。その他近隣市におきましては、実績がない状況です。横浜市、川崎市、相模原市といった大規模な自治体を除いては、県内でも半数くらいの自治体しか実績がない模様です。厚木市の実績につきましては、神奈川リハビリテーション病院がございまして、こちらを退院された方が、すぐ近くに生活の拠点を構える場合が多いからなのではないかと、県より説明がありました。

会長：特別な理由のある厚木市や大規模な自治体と大和市との事情の違いによる理由

で0という数値が出てきているとのことで、この0という数値が不適當でないことが分かりました。

・生活介護、自立訓練について

会 長：生活介護、自立訓練については、実態に即したかたちで上方修正等が見込まれるということでした。

・就労移行支援、就労継続支援について

会 長：就労関係の二つのサービスについての説明でした。いずれも実績値に応じたかたち、そして就労継続支援 B については事業所の新法移行の状況を踏まえての数値の修正を行っているとのことでした。

委 員：障害者の法定雇用率について、大和市内の企業ではどの程度法定雇用率を満たしているのか説明をお願いします。

会 長：法定雇用率について市内事業所の取り組みの状況について、情報があればご説明ください。

事 務 局：市役所および教育委員会については情報がありますが、市内の事業所の状況については情報がございません。市役所および教育委員会については、法定雇用率を充足しております。来年、障害者福祉計画がございますので、今後市としても検討していかなければならない課題であると思います。

委 員：大和市にも工場など多くの事業所や企業があるので、行政として事業所へ働きかけを行うなど努力をして欲しいと思います。

委 員：民間企業は法定雇用率が1.8パーセント以上となるので、現在の状況をアンケートなり出向くなりして調べていただきたいと思います。法定雇用率のみが上滑りしている印象がある。また、我々としても現状を知りたいと考えています。

事 務 局：市内の事業所にもかなり協力していただいています。また、福祉的就労を多くの事業所に行っていただいております。自立支援協議会の就労部会でも積極的に取り組んでおり、今後反映させていきたいと考えております。

会 長：障害福祉計画はサービス計画でありますので、障害者基本法の障害者福祉計画には当然盛り込まれていく要素となると考えております。今後の障害者福祉計画の方にさらに反映できるように、また障害福祉計画との関連性も留意していただきたいと思います。

先ほど、確認すべきことでしたが、これまで説明いただいたサービスについて利用率90パーセントとのことでしたが、実際の利用率がいかがであったのかご説明ください。

事 務 局：サービスごとに違いがあると思われませんが、おおむね80～90パーセントの

利用率であると思われます。

会 長：平均利用率を上回る90パーセントの設定であるということで安心いたしました。

・療養介護、児童デイサービス、短期入所について

委 員：療養介護について、目標数値3人ということであり、国立箱根病院に入っている方ということですが、重症心身障害児施設が自立支援法施行後3年後に療養型施設に移行するということですが、それが変わると、この数字が全く違う数字になるのではないかと思います。現在、児童相談所で重症心身障害児施設の契約入所を行っておりますが、20歳以上の方につきましては100パーセント契約入所となっております。その中で、非常に施設が足りなくて困っている状況があります。逆に言うと、療養型の施設で対応できる方についてはこちらで受け入れていただきたいという考え方があります。大和市でそういった受け皿を確保しているのか、また、3年後の移行を想定しているのかご説明ください。

事 務 局：重症心身障害児施設の利用者が、療養介護のサービスを利用するというを前提として第1期計画時には見込んでおりました。神奈川県内の重症心身障害児施設の療養型施設への移行の見通しが立っていない状況にあります。現在、明確に時期を区切っているのが1ヶ所だけとなっており、残りの施設につきましては、国の動向等を踏まえつつ検討中ということで算定しづらい状況です。県へも確認しましたが、移行の時期が明確になった段階で数値へあげて欲しいとの回答を受けているところです。今後、移行状況がはっきりした段階でこちらの数値変更を行わなければなりませんし、委員の皆様へもご報告させていただくかたちになるかと思えます。

委 員：在宅の重症心身障害児の方で、新たに入所ニーズが出てきた時に、大和市が把握している療養型の施設に入所できるのかどうかということです。当然、児童相談所の給付決定ではありませんので、そういう方法論が可能であれば入所していただいてご家族の負担軽減を図りたいと考えておりますが、社会資源をどのように活用していくのかお聞かせください。

事 務 局：情報収集した中で検討していきたいと考えております。

委 員：具体的にそういった施設があれば決定するということでもよろしいでしょうか。

事 務 局：重症心身障害児の方は、現在の緊急一時保護に際し、県内施設で対応が困難で県外施設を利用するケースもあるようですし、圏域といったかたちで神奈川県にも取り組みをお願いしたいと考えております。

会 長：社会資源不足が明らかとなってきました。

委 員：市だけで対応することは非常に困難であると思われます。圏域で問題をとらえ

て取り組んでもらえるよう、県に訴えていただきたいと思います。

委員：短期入所の目標数値について、市外施設の利用を含めた数値ということによろしいでしょうか。ニーズはあるのに利用する方が固定化しているのではないかと考えられます。緊急時に本当に満足いくものであったかが課題であると考えられます。短期入所の利用者も今後増えて行くことを望みます。日中活動の場に近いところで受け入れていただくことが理想的だと考えられます。そういったことを踏まえて、もう一度数値の見直しをお願いしたい気持ちです。

事務局：入所施設での短期入所の利用がこの数値のほとんどです。不確定ではありますが、通所施設で短期入所を利用できるよう検討を進めているところです。計画値が下がっている理由として、長期間短期入所を利用する事例がいくつかありまして、この利用を短期入所の数値として取り扱うことが難しいものがあつたため数値が下がっております。

委員：通所施設における短期入所について、消防法の関係でスプリンクラーの設置が義務付けられているようですが、こちらはどのようになっておりますでしょうか。

事務局：消防法の関係については、来年4月から消防法の改正で厳しくなるということです。スプリンクラーを付けなければならない要件は、面積的な部分や利用者の障害の程度によって決まってくると聞いております。また、仮にスプリンクラーが必要となる場合、国が防災関係の設備設置に関する補助金の予算を計上しているという情報をきいております。

委員：特に重度の方は、慣れた職員、慣れた場所で泊まることが望ましいと思うので、ぜひ活用していきたいと思います。

委員：児童相談所では、児童の短期入所の受け入れ先を探すのに苦労している。県内には児童を受け入れる施設が少ない状況です。障害児の虐待等も増えている状況の中で、緊急に対応しなければならず受け入れが難しい。大人の施設で受け入れることも可能であるが、実際問題として15歳が下限であると言われている。子どもの短期入所の施設の充実をお願いしたいと思います。

委員：精神の短期入所が利用しづらい状況にあります。今後の見通しについてご説明ください。

事務局：厚木にある施設で短期入所をお願いしている状況です。保健師が相談を受けて決定している状況ですが、把握している範囲では利用を希望されて使えなかったという事例は報告を受けておりません。

委員：それはズレがあると思う。施設が遠いということと、利用できるというPRが少ないのではないだろうか。家族会の中ではそのような意見が出ているので調査していただきたい。

事務局：短期入所の施設が少ない現状はございます。自立支援法の制度については、説明をさせていただくなど、利用ができるよう取り組んでいきたいと考えており

ます。

・共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援、相談支援について

委員：グループホーム、ケアホームについて、数値の変化が施設入所者の地域移行の数値と一致していますが、在宅の方のグループホーム、ケアホームへの移行は数値に含まれていないのでしょうか。在宅から自立したい方も多くいらっしゃると思われま。

会長：入所者削減見込みの8名は平成17年度からのものなので、今回のグループホーム、ケアホームの数値とは少し幅が違うと思われま。

委員：グループホームを作るためには4人以上となっております。平成22年度から平成23年度までの増加が3人となっておりますが、グループホームを作るのではなくて、既存のホームの中で増員を依頼するものなのでしょうか。

事務局：市内にグループホームが新設された場合は、一気に増加すると考えられますが、市外のグループホームを利用される方を考えております。

委員：一年に一箇所グループホームを作るといった話が出ていたが、その数値は含まれていないのでしょうか。

事務局：市の方針としましては、年に一箇所グループホームをつくっていくという方針に変わりはありません。

事務局：新設のグループホームができたとしても、法人の意向等もありますので、全て大和市の方が利用できるとは限りません。また、グループホームを運営する場合、4人もしくは5人そろわないと採算があわないといった問題もあります。一方、年に数人どうしてもグループホームに入りたいという方もいらっしゃいますので、市外の施設でも利用可能であれば使って行きたいという状況です。ここの数値は実情に即したかたちで算定しているところであります。

委員：自立支援法になって、日割り計算や区分など、グループホームを運営する上で不安定な状況にあります。また、消防法の関係もあり設置が難しいところです。

委員：入所施設から地域生活に移行されるかたは、区分の低い方からだと思います。そういったときに、非常に単価が低い中で運営していかなければならないという苦労もあるので、よりよい単価で実施できることが望ましいと思う。

事務局：施設からの移行が進んでいない状況の中で、区分や単価については国でも検討されている問題です。国の動向を見ながら対応していきたいと考えています。

事務局：長期の入所、入院をしていた人がグループホーム、ケアホームの利用を開始した場合、大和市独自で1年間事業所に加算する制度を実施しております。この制度を利用していただくことで、大和市の方がグループホームを利用していただけると有難いと考えております。

会 長：（国の）制度設計上の問題があると考えられます。先ほど市単独事業の説明もいただきましたが、この制度も踏まえて今回の数値目標であると考えておりません。

地域生活支援事業の内容および量の見込み

・相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業について

会 長：これまでの実績に即したかたちでの数値設定とのことでした。相談支援事業については、設置箇所数というよりは内容が重要であると考えています。

・移動支援事業、地域活動支援センター、日中一時支援について

委 員：日中一時支援について、利用施設は大和市全域にまんべんなく割り振られて設置されているのでしょうか。

事 務 局：北部に日中一時支援の事業所が少ないという意見はいただいております。現在は地域生活支援事業で運営しておりますが、小学校以上のお子さんの放課後支援について、児童デイサービスの事業として実施することを国で検討しているところです。こういった中で、北部の事業所の展開も考えていただければと思います。また、知的障害児の利用が非常に多い状況ですので、肢体不自由のお子さんにとっては、バリアフリーの観点から事業所が対応できないといった意見もいただいております。移行を予定しております地域作業所はバリアフリー化が行われておりますので、地域作業所の付随するサービスとして日中一時支援のサービス展開をご検討いただけないかと考えております。

（２）目標値と必要量を確保するための方針について

事 務 局：事務局より今後の方針について説明を行う。

会 長：これまでの策定のプロセスを評価して、必要量を確保していくということでした。

委 員：障害福祉サービス提供事業者の育成について、サービスを受けた時の質的向上の充実をお願いしたい。障害者の人権を踏まえた、サービス提供事業者の育成を行っていただきたいと思います。

事 務 局：自立支援協議会の中で議論しているところです。また、障害者の権利条約等もありますので、障害者福祉計画に反映していきたいと考えております。

(2) その他

- 委員：児童相談所と関わるお子様に関しますと、サービスを熟知している保護者の方と全く熟知していない方の落差が激しい状況にあります。サービスを主体的に使うことに関しては、まだまだ遅れていると考えております。そういう意味では、サービスを主体的に使う仕組み作りを反映していただきたい。
- 委員：利用者本人も保護者もサービス提供事業者にも何とも言えない立場にある状況の方がいると聞いております。こういったことが、相談支援事業の中で対応できればと思います。また、相談支援事業所に行くこともできない方もいます。今後はそういった部分も考えていかなければならないと思います。
- 事務局：相談支援事業については、障害があるというだけで相談に来づらいといった実情もあるようです。また、障害福祉課へ相談に行くのは敷居が高いといった声も聞いております。サービス提供事業所にあっても相談を受ける体制を整えて行くことが必要であると思います。利用しやすい相談支援事業を展開したいと考えておりますので、次の障害者福祉計画へ反映し現状においても取り組んで行きたいと考えております。
- 会長：本日欠席された委員の方からご意見をいただいておりますので、概略をご説明いたします。今後の議論の中で、自立支援協議会が策定委員会とどういった形で関わるか議論して欲しいということで、ご要望いただいております。以下は本日の議論の中でも出てきたところですが、重症心身障害者の方についてさらに議論が必要であるのご意見をいただいております。グループホーム、ケアホームあるいはその他のサービスについても、サービス見込み量を確保するために、インセンティブを高めるような施策を期待したいといったご意見をいただいております。
- ぜひ、自立支援協議会との関係は、この委員会では申し上げづらいところではありますが、ご配慮いただければと思っております。以上をもちまして第10回大和市障害福祉計画策定委員会を閉会いたします。

以上

大和市障害福祉計画見直し案について

計画期間 平成21年度から23年度の3年間

内 容

(23年度数値見直しあり)

1. 障害福祉計画の内容

(1) 大和市が掲げる目標値

施設入所者の地域移行に関する目標値

入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標値

福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

(2) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の 見込み

生活支援

ア 居宅介護

イ 重度訪問介護

ウ 行動援護

エ 重度障害者等包括支援

日中活動系

ア 生活介護

イ 自立訓練

ウ 就労移行支援

エ 就労継続支援

オ 療養介護

カ 児童デイサービス

キ 短期入所

居住系

ア 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

イ 施設入所支援

相談支援

ア 相談支援

(3) 地域生活支援事業の内容および量の見込み

相談支援事業

コミュニケーション支援事業

日常生活用具給付等事業

移動支援事業

地域活動支援センター

日中一時支援

訪問入浴サービス

2. 目標値と必要量を確保するための方策

- (1) 新たな障害福祉サービスへの円滑な移行促進
- (2) 障害福祉サービス提供事業者の育成
- (3) 近隣市町村等との広域的な連携

1. 障害福祉計画の内容

本市では、障害者自立支援法第 88 条に定められた市町村計画として、平成 19 年 3 月に平成 23 年度を目標に「第 1 期大和市障害福祉計画」を地域の実情に応じた

- ・指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み
 - ・指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量を確保するための方策
 - ・地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- に基づき策定したところであります。

こうした中、第 1 期計画（平成 18～20 年度）をもとに検証を行うとともに、利用者ニーズ等の動向を把握し、第 2 期計画（平成 21～23 年度）の目標値等を策定します。

（1）大和市が掲げる目標値

本市では、障がいがある方とその家族が地域で安心して暮らすことを目的に、相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」が 4 社会福祉法人で実施されており、相談の充実を図るとともに市民ニーズの把握が進んでいます。一方、障害者自立支援法の施行後 3 年経過するなか、各事業所の新法への移行も徐々に進んでおります。

こうした近年の実績と今後 3 年間の国等の動向を注視して目標値の見直しを行います。

就労支援については、障害者自立支援センターを中心に役割の強化が進んでおり、また、市内 10 箇所の障害者地域作業所については、障害者自立支援法に基づくサービス提供事業所への移行が第 2 期計画期間中に予定されています。

さらに、地域の生活の場としてのグループホーム等の設置など、入所施設等からの移行や在宅で生活する障がい者が引き続き地域で暮らすための基盤の整備が必要となっています。

こうした取組みを踏まえ、障害福祉計画の数値目標と見込量の設定を行うこととします。

施設入所者の地域移行に関する目標値

<国の考え方>

厚生労働省の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、目標の設定にあたっては、障がい者の入所施設に入所している方の内、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する方を見込むこととしています。また、その割合を「現在の施設入所者数の 1 割以上とする」とともに、これに合わせて平成 23 年度末時点の施設入所者数の 7%以上を削減する」ことを基本に、目標を設定することとしています。

<本市の考え方>

入所者の地域生活移行を考えていく上では、中長期的な視点から、サービスの周知、サービスの使い方・提供体制など様々な課題を解決するとともに、当事者等の意向を尊重して取り組む必要があります。

こうしたなか 3 年間で優先的に取り組む地域生活への移行策として、施設入所者の 8 割を占める市外施設利用者を主に踏まえて、グループホームやケアホーム等の基盤整備を進めます。

< 具体的目標 >

市内の施設に入所している入所者数

項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日の入所者数 A	29 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
【目標値】地域生活移行 B	3 人 (10%)	(A)のうち、平成 23 年度末までに地域生活に移行する方の目標数
新たな施設入所利用者 C	3 人	平成 23 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成 23 年度末の入所者数 D	29 人	平成 23 年度末の利用人員見込 (A - B + C)
【目標値】入所者削減見込 E	0 人 (0%)	差引減少見込数 (A - D)

市外の施設に入所している入所者数

項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日の入所者数 A	114 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
【目標値】地域生活移行 B	13 人 (11.4%)	(A)のうち、平成 23 年度末までに地域生活に移行する方の目標数
新たな施設入所利用者 C	5 人	平成 23 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成 23 年度末の入所者数 D	106 人	平成 23 年度末の利用人員見込 (A - B + C)
【目標値】入所者削減見込 E	8 人 (7.0%)	差引減少見込数 (A - D)

合計 (I 十)

項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日の入所者数 A	143 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
【目標値】地域生活移行 B	16 人 (11.2%)	(A)のうち、平成 23 年度末までに地域生活に移行する方の目標数
新たな施設入所利用者 C	8 人	平成 23 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成 23 年度末の入所者数 D	135 人	平成 23 年度末の利用人員見込 (A - B + C)
【目標値】入所者削減見込 E	8 人 (5.6%)	差引減少見込数 (A - D)

入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標値

<国の考え方>

平成 23 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者に対するニーズに対応したサービス提供を行うことで、地域移行を促し、福祉と医療等の連携強化を図ることとしています。これにより受け入れ可能な条件が整えば、退院可能な精神障害者（県内約 2,600 人）の 7 割以上が退院することを目指すものとしています。

<本市の考え方>

患者調査からの推計値として、神奈川県から退院可能な精神障害者数が本市は 42 人と示されていますが、入院患者が本市内外も含めて広域にわたり、治療の必要性、入院状況等退院可能かどうかの詳細な把握が難しいものがあります。

<具体的目標>

項目	数値	考え方
退院可能な精神障害者数	42 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
【目標値】 減少数	29 人	上記数値のうち平成 23 年度末までに減少を目指す数 (概ね 7 割)

福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

<国の考え方>

国の指針では、「現時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上とし、就労継続支援事業利用者のうち、就労継続支援 A 型の利用者は 3 割を目指す」としています。

<本市の考え方>

本市では、これまで障害者地域作業所を 10 箇所整備するとともに、養護学校卒業生を始めとする障害者の就労支援事業の実施等により、雇用の拡大に取り組んできました。その結果、福祉施設からの年間一般就労移行者は 9 人となっています。引き続き、障害者の一般就労への支援をします。

<具体的目標>

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労者数	9 人	平成 17 年度において障害福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値】 年間一般就労者数	9 人	平成 23 年度において障害福祉施設を退所し、一般就労した方の数

(2) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の 見込み

生活支援

【国の見込量の考え方】

支援費制度等に基づくホームヘルプサービスの利用者数を基礎として、利用者数の伸び、退院可能な精神障がい者を含めた新たなサービス利用者の見込み数に、障がい者のニーズを踏まえて、量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

第1期計画では、2年間（平成16年6月から18年6月支給決定ベース）の身体介護、家事援助、行動援護利用時間数の伸び率が安定してきたことから、今後は毎年利用時間数が10%ずつ上昇すると想定して見込量を求めています。なお、移動支援に関しては地域生活支援事業で実施するため、見込量から除いて設定しました。

第2期計画では、第1期計画で用いていた支給決定ベースから見込量を求める方式では実績量との乖離が大きいと見込まれるため、18年度から20年度の実績量により見込量を求める方式に変更し、近2年間の利用時間伸び率が安定していることから、毎年、10%ずつ上昇することを想定して見込量を求めています。

なお、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、第1期計画及び第2期計画とも該当する対象者が見込めないことから、本計画の見込量には反映していません。

ア 居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事・外出の介護等を行います。

ウ 行動援護

行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時における移動支援などを行います。

エ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【年度別月あたり見込量】

生活支援	21年度	22年度	23年度
生活支援事業の見込量	2,232時間(151人)	2,456時間(165人)	2,701時間(182人)
居宅介護(実利用見込み者)	2,177時間(146人)	2,395時間(160人)	2,635時間(176人)
行動援護(実利用見込み者)	55時間(5人)	61時間(5人)	66時間(6人)

【参考】

第1期計画	18年度	19年度	20年度
生活支援事業の見込量	3,003時間	3,303時間	3,633時間
生活支援事業の実績量	1,505時間(100人)	1,956時間(132人)	2,029時間(137人)
居宅介護(利用者)	1,466時間(96人)	1,911時間(128人)	1,979時間(133人)
行動援護(利用者)	39時間(4人)	45時間(4人)	50時間(4人)

日中活動系

ア 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【国の見込量の考え方】

障害程度区分が「区分3以上」(入所は「区分4以上」)又は「50歳以上の区分2以上」(入所は「区分3以上」)に該当する方の見込み数を基礎として、利用者のニーズ、利用者数の伸びを勘案した数に、障害者地域作業所の利用者のうち、新たに生活介護の対象者と見込まれる方を加えて、量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

第1期計画では、知的障害者更生施設(通所・入所)、知的障害者授産施設(通所・入所)、身体障害者デイサービス、身体障害者療護施設の新法に基づく生活介護への移行率を施設ごとに検討し、その見込み人数に、1ヶ月あたり22日利用、利用率90%と想定し平成23年度の見込み量を求めました。

第2期計画では、今後の地域作業所、旧法入所施設の新体系移行の動向を踏まえつつ、新規利用者を勘案し見込量を求めました。

【年度別月あたり見込量】

生活介護	21年度	22年度	23年度
見込量	4,926人日	4,998人日	6,162人日
実利用見込み者数	256人	259人	324人

【参考】

第1期計画	18年度	19年度	20年度
見込量	834人日	895人日	3,650人日
実績量(実利用者数)	435人日(43人)	1,040人日(84人)	3,707人日(197人)

イ 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。「機能訓練」と「生活訓練」に類型化されています。

【国の見込量の考え方】

機能訓練は、身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを設定します。

生活訓練は、施設入所者の地域生活への移行の数値目標を達成できるよう、知的障がい者等の施設入所者であって生活介護事業の対象と見込まれる方以外の方から、利用者のニーズ等を勘案、地域で親等と暮らす方で自立生活を希望する方のうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる方、退院可能な精神障がい者のうち、退院時のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれる方。これら3つを合算した数に平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

第1期計画では、身体障害者更生施設利用者の機能訓練への移行率を施設ごとに検討し、その見込み人数に、1ヶ月あたり22日利用、利用率90%と想定し平成23年度の見込み量を求めました。

施設が新体系に移行する時期は概ね平成20年度以降と想定し、その量を設定しました。

第2期計画では第1期計画期間中の旧法施設の新体系移行状況を勘案するとともに、機能訓練事業については、入院からリハビリのため利用に結びつくケースが多いことから、入退所の時期を勘案し見込み量を求めました。

また、生活訓練事業については、今後の旧法施設の新体系移行状況を勘案しつつ、新規利用者の見込み量を求めました。

【年度別月あたり見込量】

機能訓練	21年度	22年度	23年度
見込量	48人日	64人日	80人日
実利用見込み者数	3人	4人	5人

【参考】

第1期計画	18年度	19年度	20年度
見込量	20人日	20人日	20人日
実績量(実利用者数)	0人日(0人)	0人日(0人)	48人日(3人)

【年度別月あたり見込量】

生活訓練	21年度	22年度	23年度
見込量	143人日	164人日	185人日
実利用見込み者数	8人	9人	10人

【参考】

第1期計画	18年度	19年度	20年度
見込量	20人日	20人日	554人日
実績量(実利用者数)	21人日(1人)	45人日(2人)	123人日(7人)

ウ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる方に対し、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業です。この間ハローワーク等とも連携を図りながら、トライアル雇用、障害者委託訓練等を活用することで、適切で効果的な支援を実施します。

【国の見込量の考え方】

福祉施設利用者の一般就労の目標を達成できるよう、福祉施設の利用者で生活介護事業の対象と見込まれる方以外の方から、利用者ニーズを勘案、養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる方、退院可能な精神障がい者のうち、退院時のニーズを勘案し、対象者として見込まれる方。これらを合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

第1期計画では、平成23年度の目標については、知的障害者授産施設（通所・入所）利用者の就労移行支援への移行率を施設ごとに検討し、見込み人数に、1ヶ月あたり22日利用、利用率90%と想定し平成23年度の見込み量を求めました。

各施設が新体系に移行する時期は、概ね平成20年度以降と想定し、その量を設定しました。

第2期計画では、旧法入所施設の新体系移行の動向を踏まえつつ、新規利用者を勘案し見込み量を求めました。

【年度別月あたり見込量】

就労移行支援	21年度	22年度	23年度
見込量	968人日	987人日	1,006人日
実利用見込み者数	55人	56人	57人

【参考】

第1期計画	18年度	19年度	20年度
見込量	44人日	438人日	499人日
実績量(実利用者数)	44人日(2人)	185人日(11人)	970人日(49人)

エ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇成型である A 型と非雇成型である B 型があります。

【国の見込量の考え方】

A 型事業は、日中活動系サービス全体見込量から、就労継続支援事業以外の介護給付等の対象者と見込まれる方を除いた数のうち、A 型事業の対象として適切と見込まれる数を勘案して、量の見込みを設定します。平成 23 年度末において、就労継続支援事業の対象者として見込まれる数の 3 割以上とすることが望ましい。

B 型事業は、就労継続支援事業の対象者から A 型事業を除いた数を勘案して、量の見込みを設定します。設定にあたっては、区域内の就労継続支援事業所（B 型）の工賃の平均額について、目標を設定することが望ましい。

【本市の考え方】

第 1 期計画では、平成 23 年度の目標については、知的障害者授産施設（適所・入所）、知的障害者更生施設（通所・入所）のうち、各施設における就労継続支援に移行する割合を検討し、その見込み人数に、1 ヶ月あたり 22 日利用、利用率 90% と想定し平成 23 年度の見込み量を求めました。また、各施設が新体系に移行する時期は、概ね平成 20 年度以降と想定し、その量を設定しました。

第 2 期計画では、今後の旧法施設及び地域作業所の新体系移行状況を勘案しつつ、新規利用者の見込み量を求めました。

【年度別月あたり見込量】

就労継続 A 型	21 年度	22 年度	23 年度
見込量	41 人日	41 人日	59 人日
実利用見込み者数	2 人	2 人	3 人

【参考】

第 1 期計画	18 年度	19 年度	20 年度
見込量	20 人日	20 人日	20 人日
実績量(実利用者数)	13 人日(1 人)	8 人日(1 人)	0 人日(0 人)

【年度別月あたり見込量】

就労継続 B 型	21 年度	22 年度	23 年度
見込量	2,081 人日	3,178 人日	3,546 人日
実利用見込み者数	115 人	168 人	186 人

【参考】

第 1 期計画	18 年度	19 年度	20 年度
見込量	158 人日	178 人日	2,873 人日
実績量(実利用者数)	128 人日(6 人)	157 人日(12 人)	623 人日(35 人)

オ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活のサービスを提供します。

【国の見込量の考え方】

重症心身障害児施設(委託病床も含む)、進行性筋萎縮症療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

平成 23 年度の目標については、療養施設利用者のうち、各施設での療養介護移行割合を検討し、その見込み人数を基に、見込み量を設定しました。

各施設が新体系に移行する時期を平成 19 年度と想定し、その量を設定しました。

第 2 期計画では、利用に繋がる進行性筋萎縮症等の患者の把握が困難なこと及び重症心身障害児施設の新体系移行状況が不透明なことから、現在の利用者数と同数の見込み量を設定しました。

【年度別月あたり見込量】

療養介護	21 年度	22 年度	23 年度
見込量	3 人分	3 人分	<u>3 人分</u>

【参考】

第 1 期計画	18 年度	19 年度	20 年度
見込量	2 人分	2 人分	4 人分
実績量	2 人分	2 人分	3 人分

カ 児童デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【国の見込量の考え方】

児童デイサービスの利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案し、地域生活支援事業で実施される日中一時支援事業との役割分担を踏まえた上で、量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

第1期計画では、平成23年度の目標については、現在の利用者のうち未就学児については児童デイサービスに移行、就学児については10%が移行（残りは日中一時支援事業に移行）すると見込み、その見込み人数に、1ヶ月あたり10日利用、利用率90%と想定し、平成23年度の見込量を設定しました。

第2期計画では、松風園の新規事業の動向等を踏まえつつ、新規利用者を勘案し見込み量を設定しました。

【年度別月あたり見込量】

児童デイサービス	21年度	22年度	23年度
見込量	177人日	237人日	297人日
実利用見込み者数	66人	88人	111人

【参考】

第1期計画	18年度	19年度	20年度
見込量	100人日	103人日	258人日
実績量(実利用者数)	91人日(38人分)	82人日(47人分)	96人日(50人)

キ 短期入所

自宅で障がい者（児）を介護する方が病気の場合などに、夜間を含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

【国の見込量の考え方】

短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障がい者の数等を勘案し見込んだ数に、障がい者のニーズ等を踏まえて見込んだ1人あたり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

第1期計画では、平成18年6月の身体障がい者（児）・知的障がい者（児）の利用者のうち、施設種別ごとの移行割合に基づき、新体系での利用者数を求め、毎年利用者が5%ずつ増加するものと想定（増加見込み22%）して、利用者数を設定しました。

第2期計画では、新規事業所の動向を踏まえつつ、新規利用者を勘案し見込み量を設定しました。

【年度別月あたり見込量】

短期入所	21年度	22年度	23年度
見込量	248人日	259人日	282人日
実利用見込み者数	44人	46人	50人

【参考】

第1期計画	18年度	19年度	20年度
見込量	313人日	328人日	344人日
実績量(実利用者数)	209人日 (37人分)	245人日 (39人分)	240人日 (42人)

居住系

ア 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

グループホームは、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上のサービスを提供します。

ケアホームは、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

【国の見込量の考え方】

施設入所からグループホーム・ケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の目標が達成されるよう、利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能な精神障がい者を含め新たにサービス利用が見込まれる方の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

第1期計画では、平成18年6月利用者の人数を基に、グループホーム利用を15%、ケアホーム利用を85%とし、新体系に移行すると見込み、その数に、新規の入居の見込み、知的障がい者入所施設からの入居見込み数を合わせて、平成23年度の見込み量としました。

なお、グループホーム・ケアホームについては、入所・入院者の地域への移行分と、在宅者の利用分とをあわせて見込んでいます。

第2期計画では、新規事業所の動向を踏まえつつ、新規利用者を勘案し見込み量を設定しました。

【年度別月あたり見込量】

共同生活	21年度	22年度	23年度
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	67人	72人	75人

【参考】

第1期計画		18年度	19年度	20年度
共同生活援助 (グループホーム：GH)	見込量	49人	63人	66人
	実績量	48人	56人	61人分
共同生活介護 (ケアホーム：CH)	(上段：GH)	(11人)	(17人)	(17人)
	(下段：CH)	(37人)	(39人)	(44人)

イ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

【国の見込量の考え方】

施設入所者数を基礎として、入所者の地域生活への移行目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な方の利用といった、真に必要と判断される方の数を加えた、量の見込みを設定します。

当該見込み数は、平成 23 年度末の段階において、施設入所者数の 7 % 以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望まれます。

【本市の考え方】

第 1 期計画では、入所施設等から、グループホーム・ケアホーム、生活介護、就労継続支援等の地域生活に移行する入所施設入所者を除いた数を求め、その数を平成 23 年度の見込み量としました。

施設の新体系に移行する時期は、概ね平成 20 年度以降と想定し、その量を設定しました。

第 2 期計画では、施設の新体系移行の動向を踏まえつつ、新規利用者及び共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）移行者を勘案し、見込み量を設定しました。

また、新法施設支援の平成 23 年度の人数には通過型利用者（機能訓練等）分を見込みました。

【年度別月あたり見込量】

施設入所	21 年度	22 年度	23 年度
新法施設支援の見込量	80 人分	83 人分	140 人分
旧法施設支援の見込量	77 人分	64 人分	0 人分

【参考】

第 1 期計画		18 年度	19 年度	20 年度
新法施設支援	見込量	1 人分	2 人分	50 人分
	実績量	1 人分	4 人分	55 人分
旧法施設支援	見込量	143 人分	142 人分	94 人分
	実績量	165 人分	155 人分	98 人分

相談支援

ア 相談支援

総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画の作成などを行います。

【国の見込量の考え方】

障害福祉サービスの利用が見込まれる方（施設入所支援、自立訓練、グループホーム・ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等で、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる方の数を勘案して、量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

第1期計画では、障害福祉サービスを利用している方のうち、単身でサービス利用の調整が必要な方の相談件数は、3箇所の指定相談事業所で月に各5件、年あたり利用人数を180人程度と見込みました。

第2期計画では、市委託の相談支援事業所をはじめ、他の指定相談支援事業所を合せた見込量を設定しました。

【年度別月あたり見込量】

相談支援	21年度	22年度	23年度
見込量	15人分	15人分	15人分

【参考】

第1期計画	18年度	19年度	20年度
見込量	15人分	15人分	15人分
実績量	0人分	2人分	2人分

(3) 地域生活支援事業の内容および量の見込み

地域生活支援事業の内容と、平成 20 年度までの各年度及び平成 23 年度における実施に関する考え方及び年あたりの量の見込みは以下のとおりです。

相談支援事業

事業として、次のような支援を行います。

- ・福祉サービスに係る情報の提供
- ・地域での生活をしていくための支援
- ・権利擁護のための必要な援助
- ・専門のサービス提供機関

自立支援協議会を設置し、相談事業の評価や困難事例への対応に係わる調整を行います。

第 1 期計画では、相談支援事業の見込み量については、各事業の見込み箇所数を見込みました。

第 2 期計画では、国の基本指針の変更に伴い、相談支援各事業別に実施の有無を見込みました。

【年度別見込】

相談支援事業		21 年度	22 年度	23 年度
障害者相談支援事業実施見込み箇所		4 箇所	4 箇所	4 箇所
地域自立支援協議会実施見込の有無		有	有	有
市町村機能強化事業実施見込の有無		有	有	有
成年後見制度利用支援実施見込の有無		有	有	有

【参考】

第 1 期計画		18 年度	19 年度	20 年度	
相談支援	障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	0 箇所	3 箇所	4 箇所
		実施箇所数	0 箇所	3 箇所	4 箇所
	地域自立支援協議会	実施見込み箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実施箇所数	0 箇所	1 箇所	1 箇所
市町村機能強化事業		実施見込み箇所数	0 箇所	0 箇所	1 箇所
		実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
成年後見制度利用支援		実施見込み箇所数	0 箇所	0 箇所	1 箇所
		実施箇所数	0 箇所	0 箇所	1 箇所

コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業を行います。

第1期計画では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の年あたりの延べ利用者数を見込みました。

第2期計画では、国の基本指針の変更に伴い「手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び手話通訳設置事業の実利用者数」を本市の実績に基づき見込みました。

【年度別見込量】

コミュニケーション支援	21年度	22年度	23年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用見込み者数	30人	31人	32人
手話通訳設置事業の実設置見込み者数	1人	1人	1人

【参考】

第1期計画		18年度	19年度	20年度
コミュニケーション支援事業延べ利用者数	見込量	316人	319人	322人
	実績量	293人	322人	340人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用者数		27人	35人	29人
手話通訳設置事業の実設置者数		1人	1人	1人

日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業として、在宅の重度の障がい者（児）の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

第2期計画では、ストマ用装具等を含めた用具の種類ごとの給付等見込み件数を実績に基づき算出しました。

【年度別見込量】（年あたり）

日常生活用具	21年度	22年度	23年度
各用具の見込量	3,157件	3,195件	3,233件
介護・訓練用具	7件	8件	9件
自立生活用具	32件	35件	38件
在宅療養用具	27件	30件	33件
情報・意思用具	44件	48件	52件
排泄管理用具	3,041件	3,067件	3,093件
居住生活用具	6件	7件	8件

【参考】

第1期計画		18年度	19年度	20年度
合計	見込量	180件	3,119件	3,275件
	実績量	173件	2,774件	3,119件
介護・訓練	見込量	19件	23件	24件
	実績量	19件	8件	6件
自立生活	見込量	27件	37件	39件
	実績量	35件	27件	29件
在宅療養	見込量	21件	25件	26件
	実績量	25件	21件	24件
情報・意思	見込量	37件	37件	39件
	実績量	46件	27件	40件
排泄管理	見込量	67件	2,987件	3,136件
	実績量	41件	2,682件	3,015件
居住生活	見込量	9件	10件	11件
	実績量	7件	9件	5件

移動支援事業

移動支援事業は、身体障がいの内全身性障がい及び視覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者が移動する際の支援を行います。

第2期計画では、実施見込み箇所数、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間の実績を基にしました。

【年度別見込量】

移動支援	21年度	22年度	23年度
市内実施見込み箇所数	9箇所	10箇所	11箇所
実利用見込み者数	144人	147人	152人
延べ利用見込み時間数	14,044時間	14,374時間	14,869時間

【参考】

第1期計画		18年度	19年度	20年度
市内実施見込み箇所数	見込量	9箇所	10箇所	11箇所
	実績量	8箇所	8箇所	9箇所
実利用者数	見込量	100人	115人	132人
	実績量	121人	119人	136人
延べ利用時間数	見込量	12,708時間	14,614時間	15,490時間
	実績量	6,131時間	12,615時間	13,252時間

地域活動支援センター

障がいのある方の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。

第1期計画では、地域活動支援センターの基礎的事業の実施見込み及び機能強化事業の実施見込み箇所数を算出しました。

第2期計画では、今後の地域作業所の移行状況を勘案するとともに、国の基本指針の変更に伴い「市内、市外別の実施見込み箇所数・実利用見込み者数」を見込みました。

【年度別見込量】

地域活動支援センター		21年度	22年度	23年度
市内	実施見込み箇所数	1箇所	3箇所	3箇所
	実利用見込み者数	100人	165人	171人
市外	実施見込み箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用見込み者数	1人	1人	1人

【参考】

第1期計画			18年度	19年度	20年度
基礎的事業	見込量	実施箇所数	0箇所	1箇所	4箇所
		利用者数	0人	11,000人	26,412人
	実績量	箇所数	0箇所	1箇所	1箇所
		利用者数	0人	5,931人	4,814人
機能強化事業	見込量	箇所数	0箇所	1箇所	4箇所
	実績量	箇所数	0箇所	1箇所	1箇所

日中一時支援

主に障がいのある学齢児を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行います。また、放課後の余暇支援としても利用できます。従来の日帰り短期入所と児童デイサービスを合わせた事業です。

第2期計画では、年あたりの実施見込み箇所数、実利用見込み者数を実績に基づき算出しました。

【年度別見込量】

日中一時支援事業	21年度	22年度	23年度
実施見込み箇所数	8箇所	9箇所	10箇所
実利用見込み者数	217人	244人	265人

【参考】

第1期計画		18年度	19年度	20年度
実施箇所数	見込量	6箇所	7箇所	7箇所
	実績量	6箇所	7箇所	7箇所
延べ利用者数	見込量	1,802人	4,048人	4,648人
	実績量	1,803人	4,250人	4,661人
実利用者数	実績量	153人	174人	193人

訪問入浴サービス

ホームヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障がいの方を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービスについては、第1期計画期間中の実利用者の増加状況と一人当たり年間利用回数の実績から見込みました。

【年度別見込量】

訪問入浴	21年度	22年度	23年度
実利用見込み者数	9人	10人	11人
延べ利用見込み者数	540人	600人	660人

【参考】

第1期計画		18年度	19年度	20年度
実利用者数		9人	8人	10人
延べ利用者数	見込量	247人	672人	768人
	実績量	255人	341人	490人

2. 目標値と必要量を確保するための方策

(1) 新たな障害福祉サービスへの円滑な移行促進

本市では、障がい者が個人として尊重され、能力や適性に応じて地域の中で日常生活や社会生活を送ることができるよう、自立と社会参加をサポートしていくための福祉施設として、障害者自立支援センターを設立しております。

今後も、障害者自立支援センターを中核として、市内に4箇所の指定相談事業所を配置し、障害者福祉サービス利用などの相談を通し、また、自立支援協議会を活用し利用者ニーズを把握の上新たな障害福祉サービスへの円滑な移行を促進します。

(2) 障害福祉サービス提供事業者の育成

本市では数多くの障害者地域作業所やグループホーム等の事業所があり、障がい者の日常生活を支援していますが、児童デイサービスや日中一時支援事業、重度重複障がい者の緊急一時保護等のサービスなどでは、利用希望者からのニーズに十分に対応できていないため、サービス提供事業者の育成が求められています。

このため、地域で活動している様々な団体や非営利活動法人等に対して研修を実施するなど障害福祉サービス提供事業者として育成するとともに、新たな事業者を誘導するなど、見込量の確保のための基盤の充実を図ります。

(3) 近隣市町村等との広域的な連携

本市では障がい者の地域生活を支援するため、市内のみならず広域的な連携のもとで事業を展開してきました。多様化するニーズに対応し、障害福祉サービスが選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制は欠かせないものと考えます。

今後も、近隣市町村や県の関係機関との連携を強化しながら、市民生活のニーズに応えていける環境づくりを進めます。